

# 来年度予算要求をお寄せください

来年度(2017年度)予算要求を取りまとめています。  
市の制度の改善、日常生活で気の付いたことなどお寄せ下さい。  
現場確認が必要な場合は、要望か所の地図等をお付け下さい。  
1 1月初めには市に提出する予定です。

議員団控室 Tel.Fax 046(225)2709

憲法学んで より良いくらしの実現を①

## 憲法はどのようにして改正するの？

### 第56条と第96条の違い

日本国憲法(昭和21年11月3日)は、11の章と103条で成り立っています。

憲法を改正する場合は、最高法規であるから、他の法律とは当然違います。56条と96条を比べるとその違いは歴然です。

#### 第四章 国会

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上

の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

賛成が必要になります。憲法以外の法律よりも、はるかに改正が難しいという事になっています。憲法を簡単に変えてはいけないということとです。

普通法律の改正は、衆議院・参議院それぞれの三分の一の出席、そのまた三分の一を超す議員の賛成でできること

今年の参院選で「三分の二」が言われたのは、この憲法改正が関わってくるからです。安倍首相は憲法を変えたがっていると言われますが、一体どのように変えたいのでしょうか。

#### 第9章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正については96条で規定しています。

憲法改正については前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

衆参各議院の全議員の三分の二の賛成で発議し、さらに国民投票で過半数の

自民党は2012年(平成24年)4月27日に憲法改正草案を発表しています。

現行憲法と改正案を比較してみれば、どう変えたいのかがよくわかります。これから少しずつ比べていくことにしましょう。



ご住所 .....  
お名前 .....  
電話番号 .....